

令和6年度第1回大分県自立支援協議会

日 時 令和6年8月5日（月）10：00～12：00
場 所 大分県庁本館12会議室
出席者 別紙出席者名簿のとおり
配付資料 令和6年度第1回大分県自立支援協議会（会議資料）
参考資料1
参考資料2

1 開会

- 福祉保健部 障害福祉課 萩課長より開会挨拶
- 新任委員の紹介
人事異動に伴う委員の交代により、新たに就任された委員1名を紹介
- 各委員挨拶

2 議題

(1) 大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について

- 大分県自立支援協議会及び市町村自立支援協議会の取組について、資料に基づき説明
・・・資料P1～6、15～25
- 各部会等の今年度の協議内容等について、各部会等事務局担当者から報告
・・・資料P7～13

【委員からの意見等】

- ・各研修の回数の増及びボトムアップが図れる内容になるよう質の向上を。
- ・人材不足が喫緊の課題。特に訪問系サービスにおける人材の定着に着目して取り組んでほしい。
- ・地域生活支援拠点等のアップデートが、コロナ禍や市町村職員の人事異動で進んでいないため取り組みが必要。また、市町村に対して、まずは「緊急時」の定義と、児童福祉法や精神保健福祉法、虐待防止法などとの棲み分け・交通整理が必要。すべてが拠点で対応できるのではないところを、注意喚起を図っていかないといけない。
- ・精神障がい者の地域移行について協議する場を市町村に設置しなければならないという風に定められているため、中身を次回の会議で上げていただけるとありがたい。
- ・児童発達支援センターに新たに設定された5領域への対応について、全国的にも混乱しているところなので、県といっしょに整理を進めていけるとよい。
- ・滋賀県湖南市のような、ライフステージに応じた情報共有の仕組みを作っている例があるので、市町村での効果的な取組についてこども部会で検討してほしい。
- ・地域の学校への看護師の派遣制度について、宇佐の事例のように各市町村の協議会もうまく活用しながら制度作りに取り組むよう、市町村の担当者会議等で事例の横展開をしてほしい。

(2) 地域生活支援拠点等の検証・検討及び基幹相談支援センターの整備の促進について

○制度概要、市町村の整備状況、昨年度の取組実績等について、資料に基づき報告

・・・資料 P 27～35

【委員からの意見等】

- ・複数の事業所が基幹の役割を担う場合、それぞれの事業所と市町村の考え方の統一が重要。
- ・助言等の支援者支援をどこまですれば、基幹として認められることになるのかイメージできない。具体化しないと事業所に話しを持って行きづらい。具体例を情報収集していきたい。
- ・市町村自立支援協議会について、運営を市町村に任せきりにしているため形骸化している。法改正により、今後は市町村と基幹が連携して協議会を運営する必要がある。
- ・支援者支援に関しては、部会で支援者に焦点をあてたグループスーパービジョンを導入してはどうか。その仕掛けを基幹がするのがよい。それと基幹が計画ばかり作らず、特定相談支援事業所が困難事例を抱えたときにしっかりとした後ろ盾になることができる体制をつくる必要がある。

【事務局から】

- ・今市町村を対象に基幹相談支援の実態調査をしているので、集約結果を情報提供する。

(3) 虐待防止の強化に向けた課題等について

○県内の虐待件数及び制度概要等について、資料に基づき報告

・・・資料 P 37～39

【委員からの意見等】

- ・国が強度行動障害の中核的人材養成研修と加算をスタートさせた。国からの案内がきたら、ぜひ積極的に取り組んでほしい
- ・事例が少ない地域に向けた、虐待の判断基準などの事例の積み上げによる市町村へのバックアップと、現在実施している施設の管理者向けの研修の継続による施設従事者へのをお願いしたい。
- ・同性介助の意向はどこまで確認すべきか、どこまでをするのか、基準があるとありがたい。意向の確認をしないといけないが、マンパワーの問題でどうしても100パーセントの同性介助が困難。
- ・「防止」の取組ができていない市町村もある。判定会議やコア会議も実施していない例もあるので、県の権利擁護センターの機能として注意喚起をしていただきたい。
- ・昨年度、身体的虐待と児童分野での性的虐待が発生したことは重く受け止めている。顕在化されていないものもあるだろう。構造的原因の一つにそういう職員を作ってしまう人員体制の不足があるのでは。この問題についてどう取り組むか、皆さんと一緒にやっていかないといけない。
- ・今年度から義務化した合理的配慮に関して、市町村による研修が努力義務になったので、県から意欲喚起をしてほしい。

【事務局からの意見等】

- ・市町村の担当課、労働局、警察が入る会議の中で判断基準の統一化を図っている。また、年に一度市町村と会議を行い、事例の提供等によるレベルアップを図っている。事業所向けには、毎年12～1月にかけて管理者向けの研修を行っている。今年度も実施予定なので、計画ができれば事業所へ案内する予定。
- ・同性介助の意向確認について、具体的なところは今後国の通知やQ&Aで発出されたらご案内する。

(4) 就労選択支援開始に向けた課題等について

○制度について、資料に基づき報告

・・・資料P41～44

【委員からの意見等】

- ・就労に向けてのご本人の意向と支援者の評価のギャップが生じた場合に、どう埋めるのか、本省の方でどこまで仕組みが創れるか、今後注目していきたい。
- ・新しい情報がなく、いつ具体的な事業計画が出てくるのか気になっているところ。移行支援事業所がない地域ではやはりなかぼつセンターが受けるのか。一般就労にむけて、まだ準備段階と思われる方に対しては、なかぼつセンターが事業所の見学に行ったりして福祉サービスにつなげている状況があり、そういう場合に就労選択支援がどこまでカバーしてくれるのかも気になっている。

5 閉会